

令和4年度輸送の安全に関する公表（情報公開）

1、輸送の安全に関する基本方針（安全方針）

- ① 社長は運輸の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において運輸の安全の確保に手動的な役割をはたします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を踏まえつつ、社員に対し運輸の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- ② 安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（P D C A）を確実に実行し安全対策を不斷に見直すことにより、社員が一丸となって業務を遂行することで絶えず運輸の安全向上につとめます。
- ③ 運輸の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2、輸送の安全に関する目標と達成状況（令和4年度）

- (1) 運輸の安全に関する目標（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

人身事故 0件 物損事故 6件 車両故障 3件

- (2) 運輸の安全に関する目標と達成状況（令和3年度）

人身事故 0件 物損事故 6件 車両故障 2件

3、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する情報（令和3年度）

件数 0件（人身事故 0件 物損事故 0件 車両故障 0件）

自動車事故報告規則第2条に規定する事故は発生しておりません

4、安全管理規程

別添のとおり

5、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

- (1) 運転者年間計画を作成し、初任運転者研修、適齢運転者研修、現運転者研修に対する関係法令の遵守、ヒヤリハットの収集分析を実施し掲示板等に貼り、運輸の安全確保に向けた意識の向上を図ります。
- (2) 交通安全運動期間中は事故防止運動を実施します。
 - ・春の全国交通安全運動
 - ・夏の事故防止運動
 - ・秋の全国交通安全運動
 - ・年末年始自動車輸送安全総点検

6、輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

「別紙1」のとおり

※安全管理体制図、事故災害に関する報告連絡体制図

7、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

- ・毎月安全運転目標（毎月1回ミーティング）
- ・国土交通省認定セミナー（随時）
- ・安全教育（年1回）
- ・事故災害等訓練（12月）
- ・社長による現場巡視（毎月）
- ・事故惹起者に対し実技指導、座学指導を実施（随時）
- ・内部監査員（取締役）による内部監査実施（4月）

8、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じようとする措置

- (1) 内部監査委員は内部監査を行います。
- (2) 内部監査チェックリストをその都度作成し監査を行い、結果を報告します。
- (3) 是正が必要な場合は是正及び予防処置書にて報告します。

内部監査

実施日 令和5年4月15日

被監査部門 廿日市営業所

監査結果

指摘事項 不適合0件 来年度も0件を目指してください。

是正措置

措置内容 なし 措置完了確認日 なし

9、安全統括管理者にかかる情報

正木 一朗 を安全統括管理者として選任している。

10、運転者、運行管理者、整備管理者にかかる情報

- | | |
|--------|--------------------|
| ・運転者 | 23名を選任している。 |
| ・運行管理者 | 2名を選任している。（補助者 5名） |
| ・整備管理者 | 2名を選任している。（補助者 0名） |

11、事業用自動車にかかる情報

- | | |
|-----|-----|
| ・大型 | 10台 |
| ・中型 | 6台 |
| ・小型 | 9台 |

廿日市交通株式会社 安全管理規程

目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二条の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輪送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輪送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- 五 輪送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に

実施すること。

- 2 社長以下全社員が一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制 (社長等の責務)

第七条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- 一 安全統括管理者
 - 二 運行管理者
 - 三 整備管理者
 - 四 その他必要な責任者
- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による（別紙参照）。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第九条 取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
- 一 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安

全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、隨時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十二条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十三条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十四条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる（別紙参照）。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれにに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める（別紙参照）。

事件・事故等安全緊急体制・連絡体制図

廿日市交通株式会社

(別紙2)

代表取締役社長

正木一朗

報告

中国運輸局 広島運輸支局
保安担当 TEL 082-233-9169
「速報対象事故・事件」は下記を参照

(社長が報告することが難しい場合、代理で報告)

指示

報告

指示

報告

各警察署・各消防署
110番・119番

連絡

各警察署・各消防署
110番・119番

連絡

安全統括管理者
運行管理者
整備管理者
事故処理担当者
(苦情処理担当者)

正木一朗
門田敦
正木一朗
久保秀樹
安中浩二

共済火災海上保険

連絡

共済火災海上保険

連絡

安全統括管理者
運行管理者
整備管理者
事故処理担当者
(苦情処理担当者)

正木一朗
門田敦
正木一朗
久保秀樹
安中浩二

整備工場または車両メーカー

連絡

整備工場または車両メーカー

連絡

■ 下記「速報対象事故・事件」は発生後すみやかに運輸支局へ連絡。支局へ連絡がつかない場合は運輸局へ連絡。

中国運輸局 広島運輸支局

保安担当 TEL 082-233-9169

携帯電話 TEL 090-7374-9278

※特定重大事故
ア 運送事業者又は自家用車有因者運送車

i) 乗客に5名以上の死者を生じた事故

ii) 乗客に10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない）を生じた事故

イ その他社会的影響が特に大きいと認める事故

（例：事故に関して、報道機関による報道で大きく取り上げられたとき等）

※重大事故
ア 旅客自動車運送事業者又は自家用車有因者運送車

i) 乗客、乗員、歩行者その他を問わらず5名以上の死者を生じた事故

ii) 乗客、乗員、歩行者その他を問わらず名以上の重傷者を生じた事故

iii) 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故

iv) 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者（重傷、軽傷を問わない）を生じた事故

v) 車窓破り、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故

vi) 酒気帯び運転（一般乗用旅客自動車運送事業者にあっては、酒気帯び運転を伴う事故）

vi) 自然災害に起因する可能性のある事故

vi) 前脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因する事故（運行中止を含む）

ix) その他の社会的影響が大きいと認める事故（例：少因に則り、報道機関による報道があつたとき又は取扱を受けたとき等）

※特定重大事件
ア 駆逐運送事業者、自家用有因者運送者に係るバスマック、施設の不法占拠、爆弾又はこれに類するものの爆発、放射性物質、生物剤又は化学剤の散布、その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であつて社会的影響が特に大きいと認めるもの（例：報道等で大きく取り上げられた事件）

※重大事件
ア 乗員による業務中の暴行事件

ii) 乗員による業務中の暴行事件

ア 乗員による業務中の暴行事件

i) 乗客、乗員に死者が出た事件

ii) 乗員、乗客が死亡した事件

iii) その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であつて社会的影響が大きいと認めるもの（例：報道等で大きく取り上げられた事件）

※事件予告
ア 乗員による業務中の暴行事件

i) 乗客、乗員に死者が出た事件

ii) 乗員、乗客が死亡した事件

iii) その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であつて社会的影響が大きいと認めるもの（例：報道等で大きく取り上げられた事件）

※特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへ書き込みその他の予告行為

※事件予告
ア 乗員による業務中の暴行事件

i) 乗客、乗員に死者が出た事件

ii) 乗員、乗客が死亡した事件

iii) その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であつて社会的影響が大きいと認めるもの（例：報道等で大きく取り上げられた事件）